

科学研究費助成事業（科研費） の不正使用・不正行為について

令和2（2020）年9月

文部科学省研究振興局
学術研究助成課



文部科学省

研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

研究費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、研究機関が責任をもって管理することとしています。

- 研究者使用ルール(補助条件(交付条件))
 - ・ 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金(助成金)の管理を行わせる

- 機関使用ルール(各研究機関が行うべき事務等)
 - ・ **研究者に代わり、補助金(助成金)(直接経費)を管理する。**本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、**各機関が定める規程等に従って適切に行う**



研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

平成29年3月24日付けで、文部科学省高等教育局、研究振興局の連携により、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を発出。

文科省HP掲載箇所 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/__icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

使用ルールの階層構造

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。

【研究機関が定めるルール】

- ・〇〇大学研究費取扱規程 等

- ・徴収すべき証拠書類
- ・クレジットカードの使用方法
- ・「科研費」受領前の立て替え払いの方法
- ・レンタカー使用の条件
- ・外国での助成金使用の注意事項 等

【制度のルール①】

- ・研究機関使用ルール

- ・申請資格の確認
- ・直接経費の管理・執行、適正な使用の確保
- ・間接経費の管理・執行、適正な使用の確保
- ・関係書類の整理・保管
- ・研究者からの補助事業変更等手続書類を振興会へ提出
- ・実績報告書、研究成果報告書の取りまとめ及び振興会へ提出

【制度のルール②】

- ・研究者使用ルール

- ・直接経費は研究機関のルールに従って使用
- ・間接経費は研究機関に譲渡
- ・補助事業変更等手続書類は研究機関を通じて振興会へ提出
- ・実績報告書は研究機関を通じて振興会へ提出
- ・研究成果報告書は研究機関を通じて振興会へ提出

【法令による規制】

- ・財政法
- ・補助金適正化法 等

- ・善良なる管理者としての注意義務、目的外使用の禁止 など
- ・予算単年度の原則(補助金)
- ・繰越明許費(補助金)

研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要①

不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、**コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)**の徹底
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の**氏名を含む調査結果の公表**の徹底
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
 - ・ 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する**国の機動調査の実施**
 - ・ **特殊な役務(プログラム開発等)**に関する**検収の実施**と具体的方法等を提示
 - ・ 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた**重点的なリスクアプローチ監査の実施**
 - ・ 取引業者に対する**誓約書の徴取**、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた**癒着防止のための対策**の周知徹底

研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要②

組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
 - **懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備を促進**
 - **処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信を要請**
- 迅速な全容解明のため、
 - **不正調査の期限(原則210日以内)設定**
 - **調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入**
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
 - ①**管理条件の付与*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止** 等の段階的な措置導入

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要③

現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等、内部監査の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク・対策等を明示
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
 - ・ 機関への調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等)
 - ・ 機関の実効性ある取組事例も含めた、調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)を要請
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

不正使用及び不正受給に係る交付制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の扱いを講ずる。

1. 上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者

2. 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典: 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて)

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】

～不正行為に対する研究者・科学コミュニティ、研究機関の責任の観点から～

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。**不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。**
- 不正行為への対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わる**ことにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう**対応の強化を図る**必要があるため、特に、組織としての責任体制の確立による**管理責任の明確化**、**不正行為を事前に防止する取組**を推進。

研究者・科学コミュニティの責任

【研究活動】

- 観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づき新たな知見を創造
- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開

【研究者の責任】

- 責任ある研究の実施**
 - ・研究活動の本質を理解し、それに基づく**作法や研究者倫理を身に付ける**
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・**研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底**
- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、科学的根拠を示して説明

【科学コミュニティの責任】

- 各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味し、評価することを通じて、**品質管理を徹底**
- 不正行為の範囲・定義**について、各研究分野の状況等を踏まえ、学協会等の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で**明確化**し、当該不正行為が発覚した場合の**対応方針を提示**

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組**の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する**規程・体制の整備・公表**
 - ・実効的な取組推進（研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む）

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・**研究倫理教育の実施**
 - ✓大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関：研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・**一定期間の研究データの保存・開示の義務付け**

【不正事案への対応】

- 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・**調査への第三者的視点の導入（外部有識者半数以上。利害関係者排除）**
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の公正性等に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に係る研究者に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限
（競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする）
- 所属研究機関の組織内部規程に基づく処分

違反に係る研究機関に対する措置

- 間接経費の削減**
 - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合
 - ・正当な理由なく調査が遅れた場合

○交付しない期間の扱いについて

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度 行為の悪質度	制限期間
不正行為に 関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為が あった研究に係る論文等の著者 (上記「ア」を除く)	当該論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者 (上記「ア」を除く)			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

(出典:独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて)

科研費の研究活動に参画する研究者は、以下の
①または②の受講等が必須。

①次のような研究倫理教育に関する教材の
通読・履修

- **Green Book**
- eL CoRE
- APRIN eラーニングプログラム
(eAPRIN(旧 CITI Japan)) 等

②「研究活動における不正行為への対応等に関する
ガイドライン」を踏まえて研究機関が実施する研究
倫理教育の受講

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等(2)

1. 令和3年度新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

令和3年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

2. 令和3年度に継続が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、令和3年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったか確認する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで(交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで)に、研究倫理教育の受講等を行う必要があり、受講した旨を研究代表者に報告してください。

【参考】研究倫理教育教材の例（１） — Green Book

日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」（平成25年12月26日）

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議
の連携・協力

日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（通称: **Green Book**）を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP (<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>) でテキスト版もダウンロード可能

英語版

（平成27年5月）



日本語版

（平成27年3月）

（構成）

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

【参考】研究倫理教育教材の例（２） — eL CoRE

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(**Green Book**) をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会



受講者ログイン/
Enrollee Login

User ID

Password

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら
Forgot your User ID or password?
管理者ログインはこちら

HOME

新規登録(個人)/
New Registration
(individuals)

新規登録(団体)

推奨環境/Requirements

操作マニュアル/
Course Manual

よくあるご質問

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

Japanese

English

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになると思われる事柄を整理しまとめたものです。

研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

【本eラーニングの特長】

■特長1

どなたでも無料で受講できます。



受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録は [こちら](#)

■特長2

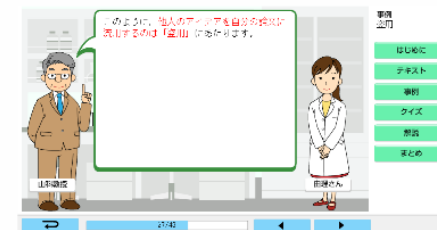
団体受講・管理が可能です。



複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録は [こちら](#)

■特長3

事例で学ぶため、理解が深まります。



平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了しめすと修了証書が発行されます。

不正使用の具体事例①

【架空請求（カラ出張、カラ給与）】

不正の手法

教員は、架空の出張旅費を支払う目的で、旅費請求書に学生の氏名を自らが署名し、大学から学生に旅費を支給させたうえで、学生から出張旅費相当額の現金を還流させた。（カラ出張及び還流行為）

教員自身の名義で旅費請求を行い、当初予定されていた出張が後日に延期されたにもかかわらず、変更ないし取下げをせず、後日の出張も旅費請求を行い、二重に旅費請求を行った。（カラ出張）

教員は非常勤講師に対し、実習演習等の用務の実態がない日の出勤簿に押印するよう指示し、又は非常勤講師から印鑑の送付を受けた当該教授が出勤簿に押印し、非常勤講師の作業実態があったかのように装い、過大に給与並びに旅費を支給させ、給与に相当する金員を現金で自身に還流するよう指示し、非常勤講師から現金を受領した。（カラ給与及び還流行為）

不正の発生要因

カラ出張については、出張の事実が確認できる資料等により事実を確認して支払う制度ではあるものの、今回、証拠書類として提出された会議資料の中で意図的に出席者の改ざん等が行われていた。同様にカラ給与（非常勤講師の勤怠管理）についても、学生実習受入病院における実習時の勤務実態について、悪意をもって虚偽の勤怠報告が行われていた。

不正使用の具体事例②

【旅費・学会参加費の水増し請求、カラ出張、通信費の架空請求】

不正の手法

PDF の編集ソフトとWeb 上で発行される領収書のダウンロードフォームを利用して、領収書金額欄を改ざんしたり虚偽の請求を行ったりして差額分を不正に受給した。

不正の発生要因

当該教員においては研究費に対するコンプライアンス意識が十分でなかったことが、今回の不正発生の主な要因である。

なお、本事案は会計処理を欺く証憑書類（領収書及びクレジットカード利用明細書等）の偽造という不正行為が手法となっていた。

○研究機関における不正使用事案

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究活動における不正行為の具体事例①

【改ざん、盗用】

不正事案の概要

地図上に震源と断層の位置等を示した図(A)、及びAの震源・断層等に対応する地下断面での震源分布と断層の推定値を示す図(B)において、Aの東西方向と南北方向で同じ距離でも長さが一致していない、AとBで同じ位置とされているデータ取扱い範囲が対応しておらず、断層の数の不一致などが認められた。ほかにも不正確な図や多数の誤り、一部の図の出典が適切に記載されていないことが確認され、論文の結論を導く上で重要な役割を果たしている図に係るものであった。

これらのことを勘案すると、当該図に認められる多数の誤りは、論文作成段階、査読段階、及び、論文公表後の指摘事項への責任著者である当該教員の対応が、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものである。

不正事案の発生要因

論文作成と投稿後の査読コメントへの対応のための改訂作業が責任著者である当該教員の独断で進められたために、共著者間で査読コメントを共有できず、多数の誤りを修正する機会を失ったのみならず、盗用、改ざんを抑止することができなかったもの。

研究活動における不正行為の具体事例②

【改ざん】

不正事案の概要

教員が関わる論文を調査し、生データと論文データとを照合した結果、多数の相違があり、有意性の高いものに生データを改ざんして作り直していた。また、教員の上司にあたる教授は、いずれの実験に対しても、教員が提示したデータ解析済みの図・表だけのチェックにとどまり、生データを確認することもなかった。直接不正行為に関与はしていないが、改ざんが認定されたすべての論文の責任著者でありながら、責任著者としての注意義務を怠った。

不正事案の発生要因

研究室内の研究者で共同研究が行われていたにもかかわらず、研究室内又は共同研究者間におけるチェック体制が機能していなかった。

具体的には、1) 当該研究室では、定期的にラボミーティングが行われ、実験計画、実験結果について検証・議論が行われていたが、実験結果についての議論は、結果から作成された図表に基づいてのみ行われ、生データや実験ノートの確認は行われていなかった。2) 論文作成に際しても、論文内容について、実験ノートや生データを基に最終確認が行われていなかった。これらのことが、教員によるデータの改ざん行為を可能にするとともに、常態化することを助長した。

○文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

令和元年度科研費実地検査の結果

(1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る。
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

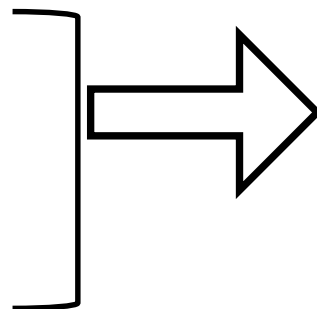
(2) 令和元年度の実施研究機関数

○60研究機関

- 国立大学…14機関
- 公立大学… 9機関
- 私立大学…21機関
- 高等専門学校…5機関
- 独立行政法人・大学共同利用機関…8機関
- その他(公益法人、民間研究機関等)…3機関

(3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続等に関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項

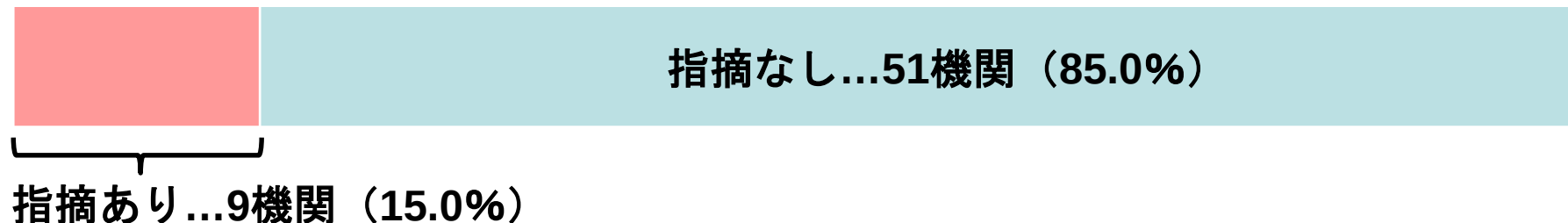


※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

令和元年度科研費実地検査における指摘事例

【人件費等を支出するための事務局の関与等の不足（9機関/60機関）】



主な指摘内容

人件費や単発的な役務に対する謝金について、雇用者・作業者にかかる勤務実態確認が研究室任せになっており、事務部門による勤務実態の確認が十分に行われていない。

参考

・「機関使用ルール」より抜粋

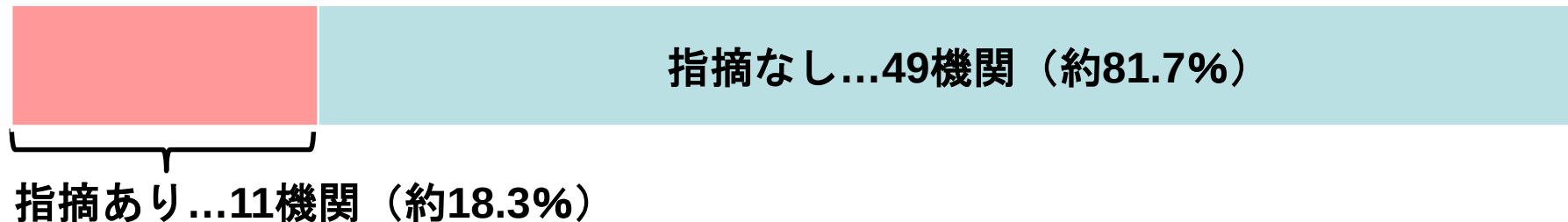
研究協力者の雇用に当たっては、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況について適切に管理して給与等を支給すること。

改善のポイント

勤務状況の確認については、研究室任せにならないよう、研究機関として実態を把握できる体制を取ってください。

令和元年度科研費実地検査における指摘事例

【発注及び検収に対する事務体制の不備（11機関/60機関）】



主な指摘内容

- ・発注業務及び検収業務全般について、マニュアルのみで運用されており、規程が整備されていない。明確なルールを定めた上で、研究機関として適切に行うこと。
- ・機関の規程において、明確なルールを定めずに研究者発注を認めている。

参考

「機関使用ルール」より抜粋

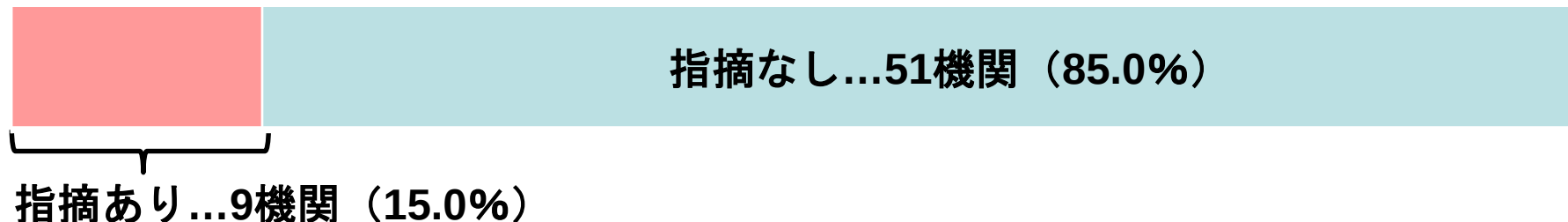
- ・購入物品の発注、納品検収、管理について、（中略）研究機関が適切に行うこと。
- ・研究機関が発注、納品検収を行わない例外的な措置を講ずる場合は、（中略）研究機関の責任の下で実質的に管理する厳格な実施体制を整備すること。

改善のポイント

- ・執行については、使用ルールや研究機関で定める会計規程等に従って適切に行ってください。
- ・研究者発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めて運用してください。その際、権限と責任を明確化し、研究者にあらかじめ理解してもらうようにしてください。²⁰

令和元年度科研費実地検査における指摘事例

【特別監査の実施内容が不十分（9機関/60機関）】



主な指摘内容

特別監査は、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする事となっているが、対応できていない。

参考

「機関使用ルール」より抜粋

実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする事。

改善のポイント

特別監査では、事実関係の厳密な確認などを行う必要があります。物品費における確認としては納品後の物品等の現物確認や取引業者の帳簿との突合、旅費における確認としては、宿泊先や打合せ相手先へ確認を行うことなどが考えられます。